

ジョブ・カード制度とキャリアアップ助成金の活用による 有期実習型訓練で企業の人材力をアップしましょう!



平成26年3月より
助成額が拡充
されました

非正規社員、契約社員の方を正社員に登用したいと考えている事業主の方へお薦めです
就業経験の浅い方を採用する時、活用すると大きな効果が期待できます

キャリアアップ助成金では非正規社員に有期実習型訓練を実施して 正社員雇用すると2つの助成が受けられます!



有期実習型
訓練とは

有期実習型訓練とは、企業が自社の業務に合った実習(OJT)と座学(OFF-JT)を組み合わせた実践的な訓練です。ジョブ・カード登録キャリア・コンサルタントから推薦を受けて正社員を目指す方を対象に訓練を実施します。訓練修了後に訓練結果の評価を行い適性や職業能力を確認の上、正社員としての雇用につなげていくジョブ・カードを活用した制度です。

詳細は裏面を
ご覧下さい

有期実習型訓練とキャリアアップ助成金の流れ



人材育成コース(有期実習型訓練)の主な要件

詳細は京都府地域ジョブ・カードセンターまでお問い合わせください

要件区分	主たる要件
対象となる訓練生の主な要件	正社員の経験が少ない方(原則として、訓練を実施する分野で過去5年以内に概ね3年以上継続して働いたことの無い方)で、且つ訓練を実施するまでに登録キャリア・コンサルタントからジョブ・カードの交付を受ける事が可能な方。 (※ただし公的な職業訓練修了後6ヶ月以内の方は対象となりません)
訓練期間・総訓練時間数	3ヶ月以上6ヶ月以下・訓練期間6ヶ月当たり425時間以上
総訓練時間数に占めるOJTの割合	1割以上9割以下
職業能力の評価	訓練修了後にジョブ・カード様式4(評価シート)により職業能力の評価を実施

正規雇用等転換コースの主な要件

詳細は京都労働局 助成金センターまでお問い合わせください

要件区分	主たる要件
対象となる事業主の主な要件	雇用する有期契約労働者等を試験(面接試験や筆記試験)などにより正規雇用労働者に転換するコースを労働協約または就業規則に定めている事業主であること。
対象となる訓練生の主な要件	支給対象事業主に雇用(有期労働契約に限る)される期間が通算して6ヶ月以上の有期契約労働者等 ※ただし有期実習型訓練を受講し終了した者はこの限りではない。

キャリアアップ助成金の内容

詳細は京都府地域ジョブ・カードセンターまでお問い合わせください

1 人材育成コース(有期実習型訓練)

要件区分	助成分類	助成の内容 ※()内は大企業
OFF-JT分の支給額	賃金助成	1人1時間あたり800円(500円)
	経費助成	1人あたり100時間未満:10万円(7万円) 100時間以上200時間未満:20万円(15万円) 200時間以上:30万円(20万円)
OJT分の支給額	実施助成	1人1時間あたり700円(700円)

※1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円まで

2 正規雇用転換等コース

転換内容	助成の内容 ※()内は大企業
有期雇用 ↓ 正規雇用	1人当たり50万円(40万円) ※1年度1事業所当たり15人まで 注)平成28年3月31日までの時限措置

助成金制度の詳細内容は厚生労働省のホームページへ

検索

キャリアアップ助成金のご案内

制度利用に必要な主な提出書類

ジョブ・カードセンターでは、訓練を通じて非正規社員の方を正社員雇用への転換を考えている企業の方々に「訓練から正社員雇用」に至る適切な訓練計画の作成や手続きに関する支援をします。

1 キャリアアップ計画書(3年~5年)

4 ジョブ・カード様式4(評価シート)

2 有期実習型訓練計画届

5 訓練講師要件を確認する書類

3 訓練カリキュラム

6 事業所確認票

ジョブ・カードセンターの主な支援内容

- 制度説明
- 手続きの説明
- 訓練カリキュラムの設計
- 適切な訓練計画の作成
- 書類の記入指導等

お問い合わせ

京都府地域ジョブ・カードセンター(京都商工会議所内) 電話:075-257-0020

〒604-0862 京都市中京区烏丸通夷川上ル 京都商工会議所ビル地階 FAX:075-211-0050

京都府地域ジョブカードセンターファクシミリ送付状

詳細な説明を希望される方は、下の欄に所要事項を記入の上、京都府地域ジョブ・カードセンターまでファクシミリをお送りください。

貴社名		T E L	
所在地		F A X	
ご担当者名		部署名・役職	

※ご記入いただいた情報は、ジョブ・カード制度のご案内に限り利用させていただきます。